

葛飾区学校給食費に関する報告書

令和5年1月

葛飾区学校給食費検討委員会

葛飾区学校給食費に関する報告

1 はじめに

本委員会は、「葛飾区学校給食費検討委員会設置要綱」（平成 20 年 6 月 18 日 20 葛教学第 330 号教育長決裁）に基づいて設置された。

本委員会においては、これまで、物価の上昇、補助金の廃止、給食回数の変動等により給食費の見直し・検討を随時行っており、今回においても、学校給食を取り巻く社会情勢の変化などを勘案し、安全・安心かつおいしい給食の実現に向けて検討を行った。

2 給食費の現状とこれまでの推移

(1) 保護者負担

本区では、昭和 55 年度以降、消費税の導入や税率の引き上げ、物価の変動等により給食費の改定を適宜行っている。しかし、平成 21 年度を最後に給食費の改定は行われていない。(表 1)

表 1 給食費（保護者負担）の推移

(単位：円)

	小学校			中学校	備 考
	低学年	中学年	高学年		
昭和 55 年 4 月から	2,300		2,600	3,000	
昭和 57 年 4 月から	2,600		3,000	3,500	
昭和 60 年 4 月から	2,900		3,300	3,900	
昭和 63 年 4 月から		3,100			
平成 2 年 1 月から	3,050	3,260	3,470	4,100	平成元年消費税 3%
平成 4 年 2 月から	3,330	3,590	3,850	4,390	物価上昇
平成 6 年 4 月から	3,450	3,710	3,980	4,550	給食回数増加 (小180回→186回・中170回→176回)
平成 10 年 4 月から	3,600	3,870	4,140	4,730	米・牛乳補助廃止、物価上昇、平成 9 年消費税 3%→5%
平成 14 年 4 月から				4,870	学校五日制完全実施のため給食回数増加 (中176回→181回)
平成 17 年 4 月から				5,010	夏季休業短縮のため給食回数増加 (中181回→186回)
平成 18 年 4 月から	3,700	3,980	4,260		夏季休業短縮のため給食回数増加 (小186回→191回)
平成 21 年 4 月から	3,900	4,200	4,490	5,280	物価上昇

(2) 公費補助

保護者負担額の改定に加え、食材価格の高騰に対応するため、平成 27 年度より、当面の間の暫定措置として食材購入費の公費補助を開始した。

各学校においては、栄養士を中心として、より安価な食材を利用するなど、様々な工夫を施しているが、「学校給食実施基準の一部改正について（通知）」（令和 3 年 2 月 12 日 2 文科初第 1684 号文部科学省初等中等教育局長）により、学校給食における健康及び食育の推進を図るために望ましい栄養量が改訂されたほか、食材価格の高騰が続いていることもあり、令和 4 年度においては、食材購入費に不足が生じる恐れがあると見込まれたため、公費補助の拡大を図っている（表 2）。

表 2 1 食当たりの公費補助額の推移

(単位：円)

	小学校	中学校	備 考
平成 27 年 4 月から	6.50	6.60	公費補助開始
平成 28 年 4 月から	6.20	6.30	
平成 29 年 4 月から	6.30	6.40	
平成 30 年 4 月から	6.18	6.51	
平成 31 年 1 月から	19.25	11.83	野菜価格の高騰により増額
令和 4 年 4 月から	37.07	29.45	物価高騰等により増額
	46.39	40.96	物価高騰等により補正予算に計上し、増額

3 本区の学校給食の特色（概要）

本区の給食は、各学校の調理場で調理する自校方式を採用し、安全・安心を最優先して学校給食を実施している。具体的には、学校給食で使用する食材は、原則国産品で遺伝子組み換えされていないもので、添加物・保存料などはできるだけ含まれないものとし、食材の安全性の確保に最大限努めている。

また、乾物などを除き、野菜や魚・肉類は調理当日に納入され、鮮度や異物が混入していないか厳しくチェックしてから使用するほか、調理済みの冷凍食品は使用せず、スープは豚骨や鶏がらで、だし汁は煮干しや削り節、昆布などでとり、カレーやシチューのルーも給食室で作っている。

さらに、学校給食法に示されている様々な目標を達成するため、学校行事（入学・卒業等）や季節行事（七夕・クリスマス等）に合わせて、旬の食材や献立を取り入れるとともに、セレクト給食やリクエスト給食など各学校の特色に合わせて多様な給食を実施している。

4 学校給食を取り巻く状況の変化

(1) 食材価格の高騰

上述のとおり、平成 27 年度より食材購入費の公費補助を開始して以降も、食材価格は上昇傾向が続いている。

総務省統計局が発表している、消費者が購入する商品の物価の変動を総合的かつ客観的に表した「消費者物価指数（東京都区部）」においては、平成 21 年度から 25 年度の食料の項目の平均はやや下落傾向にあった。しかし、平成 26 年度から令和 3 年度前半までは、25 年度よりやや上昇傾向にあり令和 3 年度後半以降は生鮮食品を中心に上昇が続いた。

さらに、新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、ウクライナ情勢などの近時の社会経済状況の著しい変化に伴い、食料などの物価の高騰が一層顕著となっている。

(2) 学校給食の基準

本区の給食は、「学校給食摂取基準」及び「葛飾区学校給食の標準食品構成」を満たす栄養量及び食品で提供している。

「学校給食摂取基準」は、「学校給食法」において児童又は生徒 1 人 1 回当たりの給食で摂取すべき栄養量を算出したものであり、令和 3 年 2 月 12 日に改正された。

「葛飾区学校給食の標準食品構成」は、「学校給食摂取基準」に示された栄養量を満たすために必要な食品群ごとの使用量のことであり、葛飾区学校給食検討委員会にて作成及び見直しを行っている。「学校給食摂取基準」の改正などに伴い、令和 4 年度葛飾区学校給食検討委員会にて改訂した。具体的には、豆類及び豆製品の使用量を減らし、減らした分の鉄分を補うため、肉類の使用量を増やしている（表 3）。

表3 葛飾区学校給食の標準食品構成

現行	(単位：g)		改訂案	(単位：g)	
	小学校 (中学年)	中学生		小学校 (中学年)	中学生
米	50.0	63.0	米	52.0	63.0
パン	10.0	14.0	パン	10.0	14.0
牛乳	206.0	206.0	牛乳	206.0	206.0
小麦粉及び その製品 (小麦粉換算)	14.0	18.0	小麦粉及び その製品 (小麦粉換算)	14.0	20.0
芋及び澱粉	35.0	40.0	芋及び澱粉	32.0	40.0
砂糖類	3.0	4.0	砂糖類	3.0	4.5
豆類(乾物)	4.0	4.5	豆類(乾物)	3.0	4.0
豆製品	16.5	17.5	豆製品	15.0	17.0
種実類	2.5	3.0	種実類	2.2	3.0
緑黄色野菜	23.0	40.0	緑黄色野菜	28.0	40.0
その他の野菜	70.0	78.0	その他の野菜	70.0	78.0
果物類	27.0	30.0	果物類	28.0	32.0
きのこ類(戻し)	5.0	5.0	きのこ類(戻し)	3.0	4.0
藻類(戻し)	4.5	6.3	藻類(戻し)	3.0	3.0
魚介類	17.0	21.0	魚介類	16.0	21.0
小魚類	3.0	4.5	小魚類	3.0	4.0
肉類	16.0	21.0	肉類	18.0	23.0
卵類	7.0	15.0	卵類	7.0	15.0
乳類	4.0	6.0	乳類	10.0	10.0
油脂類	3.5	5.0	油脂類	4.0	5.0

(3) 他区の状況

本区の給食費は、1食あたりの単価で比較すると、令和4年4月現在、小学校では23区の中で2番目、中学校では4番目と他区と比べて低く設定されている状況にある(表4)。

また、公費負担・公費補助の状況としては、今回の食材価格の高騰により、本区を含めて緊急的な対応を実施する自治体が多数を占め、現在23区中14区が現物支給などの対応を実施している。

表4 23区の給食1食単価

(単位：円)		(単位：円)	
区	小学校中学年	区	中学校
足立	240.00	中央	292.00
葛飾	241.88	足立	303.00
江戸川	246.65	江戸川	309.27
中央	250.00	葛飾	312.26
板橋	252.00	荒川	319.00
太田	255.00	板橋	319.00
港	258.00	品川	320.00
千代田	260.00	太田	320.00
品川	260.00	港	324.00
荒川	260.00	新宿	324.00
練馬	261.00	墨田	324.50
新宿	263.00	北	329.00
文京	265.00	千代田	330.00
渋谷	265.00	目黒	333.00
目黒	267.00	練馬	333.00
墨田	268.20	文京	335.00
北	269.00	杉並	335.00
江東	270.00	世田谷	337.00
世田谷	272.00	渋谷	338.00
杉並	277.00	中野	339.00
豊島	277.00	江東	340.00
中野	278.00	豊島	340.00
台東	286.46	台東	350.81

5 給食費改定案

(1) 給食費算定に係る基本的な考え方

給食の食材にかかる経費は、学校給食法第11条で保護者が負担するべきものと規定されており、本区においても、これまでこの原則に従ってきた。

しかし、上述のとおり、平成21年度から保護者負担額は据え置きのままとなっており、一方で、食材価格の高騰などの影響により、本来必要とされる給食費と大きな乖離が生じている状況であると考えられる。この状況下において、保護者負担の増額は難しいことが推察されるが、「学校給食法」で示されている目標の一つである、「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る」ため、本来必要とされる給食費を算出し、本報告書にて提案する。

(2) 算定方法

給食費の算定に当たっては、「学校給食摂取基準」及び「葛飾区学校給食の標準食品構成」を満たす食材にかかる費用を給食費算定の根拠とした。令和3年度の各学校の食材購入における費用から食品群ごとの1g単価を算出し、「葛飾区学校給食の標準食品構成」を満たす給食1食当たりの単価を算出した(表5)。

表5 給食1食当たりの単価

	小学校					中学校		
		低学年 (中学年×0.9)	中学年		高学年 (中学年×1.1)			
	1g単価(円)	1食単価(円)	食品構成(g)	1食単価(円)	1食単価(円)	食品構成(g)	1g単価(円)	1食単価(円)
米	0.38	17.71	52.00	19.67	21.64	63.00	0.37	23.61
パン	1.05	9.43	10.00	10.48	11.53	14.00	0.90	12.54
牛乳	0.26	52.95	206.00	52.95	52.95	206.00	0.26	52.82
小麦粉及びその製品	0.54	6.80	14.00	7.56	8.32	20.00	0.58	11.59
いも及びデンプン	0.44	12.73	32.00	14.15	15.56	40.00	0.43	17.35
砂糖類	0.29	0.78	3.00	0.87	0.96	4.50	0.32	1.45
豆類(乾物)	0.58	1.56	3.00	1.74	1.91	4.00	0.52	2.08
豆製品	0.59	7.95	15.00	8.83	9.71	17.00	0.57	9.76
種実類	1.52	3.01	2.20	3.35	3.68	3.00	1.90	5.70
緑黄色野菜	0.39	9.94	28.00	11.04	12.15	40.00	0.40	15.86
その他の野菜	0.36	22.63	70.00	25.14	27.65	78.00	0.36	27.99
果物類	0.72	18.12	28.00	20.14	22.15	32.00	0.63	20.01
きのこ類(戻し)	1.17	3.17	3.00	3.52	3.88	4.00	1.28	5.11
藻類(戻し)	0.12	0.32	3.00	0.36	0.39	3.00	0.87	2.61
魚介類	1.72	24.73	16.00	27.48	30.23	21.00	1.67	35.01
小魚類	2.58	6.97	3.00	7.74	8.52	4.00	2.11	8.43
肉類	1.38	22.31	18.00	24.79	27.27	23.00	1.39	31.96
卵類	0.45	2.81	7.00	3.12	3.43	15.00	0.44	6.65
乳類	0.56	5.02	10.00	5.58	6.14	10.00	0.60	6.01
油脂類	0.37	1.34	4.00	1.49	1.64	5.00	0.38	1.91
調味料 ※	0.52	10.22		11.36	12.49		0.51	14.56
1食単価(税抜き)		240.52		261.36	282.20			313.00
1食適正単価(税込)		259.76		282.26	304.77			338.04
現行給食費		224.61		241.88	258.59			312.26

その結果、給食1食当たりの現在の保護者負担額と必要単価に大きな乖離が見られた。また、令和4年3月から9月までの半年間で、「消費者物価指数(東京都区部)」が2.9%上昇していたため、物価上昇率についても算定額に加味することとした(表6)。

表6 給食1食当たりの単価

(単位：円)

	1食当たりの 保護者負担額	1食当たりの 必要単価
小学校低学年	224.61	267.29
小学校中学年	241.88	290.45
小学校高学年	258.59	313.61
中学校	312.26	347.84

(3) 給食費改定案(月額)

以上を踏まえ、本来必要とされる給食費の月額算定額は次のとおりである。

(単位：円)

		月額給食費 (現行)	月額給食費 (改定後)	増額分
小学校	低学年	3,900	4,800	900
	中学年	4,200	5,300	1,100
	高学年	4,490	5,700	1,210
中学校		5,280	6,300	1,020

6 安全・安心な学校給食に向けて

学校給食を取り巻く環境は、大きく変化しており、必要な栄養素を満たすだけでなく、食育の推進という観点からも重要な意義を持つものである。

今後も、教育委員会及び各学校の栄養士、調理員が協力し、成長期にある子どもたちの健康の保持増進と体力の向上に資するよう、安全で安心なおいしい給食づくり、子どもたちに喜ばれる給食づくりに努められることを期待するものである。

令和4年度葛飾区学校給食費検討委員会 検討内容

(1) 第1回

- ①日時 令和4年6月9日(木) 午後2時30分～
- ②場所 葛飾区役所本館4階 教育委員会室
- ③議題 「令和3年度及び令和4年度の学校給食費に関する報告」
「令和4年度補正予算に関する報告」
「令和5年度に向けた給食費の算定」
「学校給食費等の公会計化」

(2) 第2回

- ①日時 令和4年9月27日(火) 午後3時30分～
- ②場所 葛飾区役所新館7階 705会議室
- ③議題 「令和5年度に向けた学校給食費予算について」

(3) 第3回

- ①日時 令和5年1月17日(火) 午後3時30分～
- ②場所 葛飾区役所本館4階 教育委員会室
- ③議題 「学校給食費に関する報告」

葛飾区学校給食費検討委員会委員名簿

区 分	所 属（役職）	氏 名	備 考
委員長	教育次長	中島 俊一	教育次長
委 員	奥戸小学校長	吉塚 由紀子	小学校校長会代表
委 員	上平井中学校	加藤 善一	中学校校長会代表
委 員	東柴又小学校 学校栄養職員	平 美由紀	栄養士の職にある者（小学校）
委 員	青戸中学校 栄養教諭	長瀬 真奈美	栄養士の職にある者（中学校）